

西祇園平分譲地建築協定書

(目的)

第 1 条 この協定書は、第 6 条に定める区域（以下「協定区域」）という内における建築物の用途を協定し、住宅地としての環境を高度に維持し、増進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の例による。

(名称)

第 3 条 この協定は、西祇園平分譲地建築協定書と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、協定区域内の土地の所有権並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下、単に「権利者」という。）の合意により締結する。

(協定の変更及び廃止)

第 5 条 協定区域内の建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意によらなければならない。

(協定区域)

第 6 条 この協定区域は、末尾~~等~~記載のとおりとする。

(建築物の制限)

第 7 条 協定区域内においては、次の各号に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。

- (1) 旅館、モーテルその他これに類する用途に供する建築物
- (2) 工 場
- (3) 共同住宅

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、効力が生じた日から 10ヶ年間とする。

但し、期間満了の3ヶ月前迄に協定者の過半数の合意による協定廃止の申し出が協定運営委員会になされない場合は、更に10ヶ年有効期間を延長する。以後はこの例による。

尚、有効期間内に犯した違反者の措置に関しては、期間満了後も効力を有する。

この協定は、市長の認可、公告のあった日以後において、当該協定区域の権利者となった者にたいしても、その効力を有する。

(違反者の措置)

第 9 条 第7条の規定に違反した者のあった場合、第12条に定める委員長は、委員会の決定に基づき、当該権利者に対して工事施工停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合においては、当該権利者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該権利者の費用をもって、第三者にこれを行なわせることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該権利者の負担とする。

(役員)

第11条 この協定を運営するために委員会を設置する。

2 委員会は次の役員で構成する。

| | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 委員 | 2名 |
| 会計 | 1名 |

3 委員は協定者の互選とする。

4 委員長は委員の互選とし、協定運営のための事務を統制し、協定者を代表する。

5 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

6 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(補 則)

第13条 前条に規定するほか、委員会の組織、運営、議決の方法等に関する必要な事項は、別に定める。

(附 則)

- 1 この協定は、市長の認可の公告のあった日から効力を有する。
- 2 この協定書は、これを3部作成し、3部を市長に提出し、市長の認可があった後、市長に提出した3部のうち1部を委員長が保管する。又、その写しを協定者全員に配布する。